

令和7年3月21日

介護保険運営協議会 高齢者支援一般施策検討部会 報告**1. 部会開催日**

令和7年2月27日(木)・令和7年3月13日(木)

2. 部会委員等

7名 新田委員(部会長)、小出委員、小林委員、澤地委員、瀬戸委員、林委員、山路委員

※ 運営協議会での部会設置承認後、会長・副会長と協議の上で事務局より個別に依頼し、承諾いただいた委員

(事務局：地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 葛原、高齢者支援課長 赤尾

地域包括ケア推進担当課長 小山、高齢者支援係長 小保方)

3. 部会での審議事項

(1) 背景

- 高齢者支援一般施策(介護保険制度の外で、市独自に行っている各高齢者支援の施策)については、現在の地域包括ケア計画の中での位置づけが必ずしも明瞭でないところ。
- また、過去(平成29年度)にも高齢者支援一般施策の個々の事業の見直しの方向性が検討され、一部実施してきたが、その総括が必要な時期にある。
- (介護保険制度関係・高齢者支援一般施策を含めた)地域包括ケア全体の今後を概観すれば、国全体で85歳以上人口の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる2040年に向けて、国立市としても、高齢者支援一般施策を高齢者支援・地域包括ケアの全体像の中で捉えなおして、改めて個々の方向性を見定めていく必要がある。

(2) 審議事項

- 高齢者支援一般施策のうち、特に個人を対象とする施策を対象とし、
 - A) 現行施策の、第9期介護保険事業計画の体系との紐づけ
 - B) 現行施策の妥当性の検証の2点を審議する。
- 時間的制約から、新たな施策等の本格的な議論は行わない。

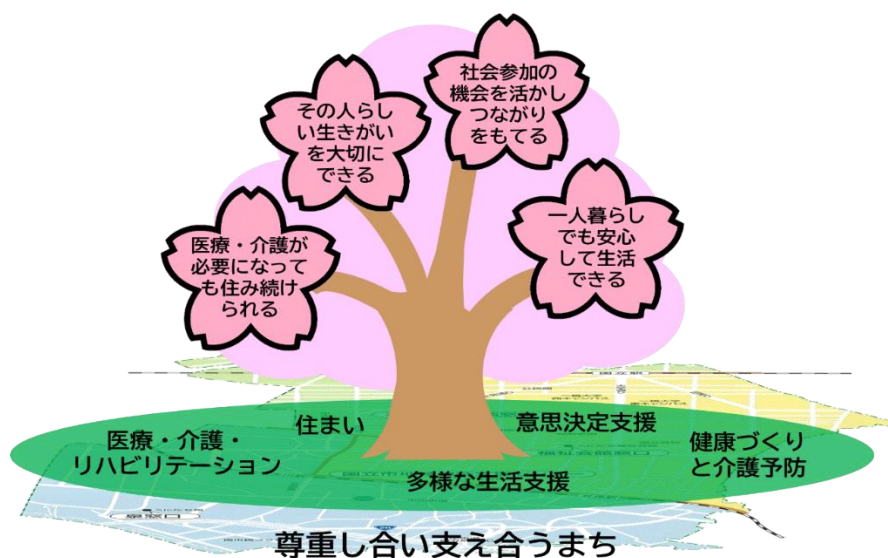
4. 内容報告

(1) A) 現行施策の、第9期介護保険事業計画の体系との紐づけ

- 現行地域包括ケア計画の体系

支え合いながら、最期まで暮らすことのできるまちづくり

- ① その人らしい生きがいを大切にできる
- ② 社会参加の機会を活かしつながりをもてる
- ③ 一人暮らしでも安心して生活ができる
- ④ 医療・介護が必要になっても住み続けられる



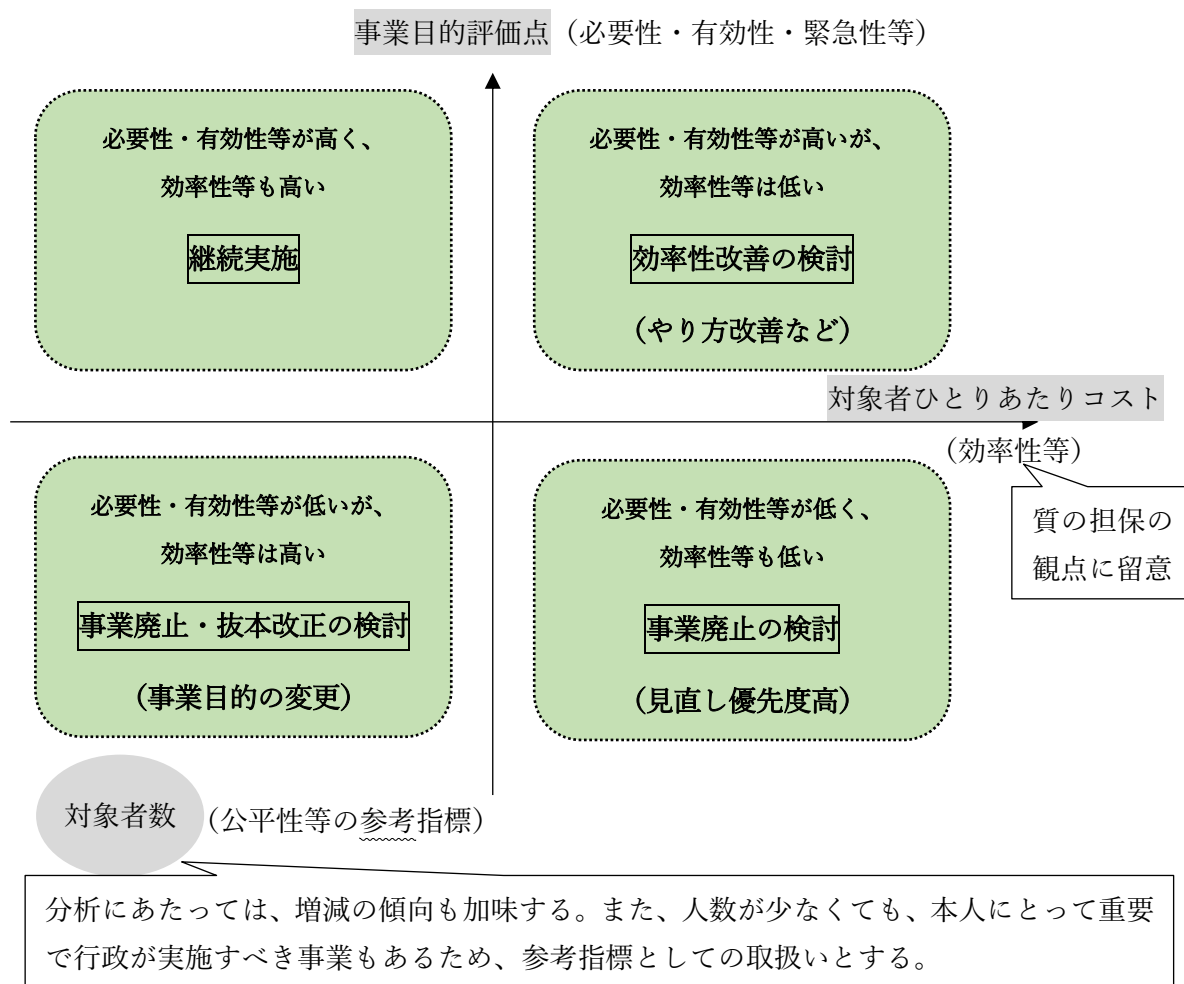
● 体系との紐づけ

体系	個人を対象とした高齢者支援一般施策（現行）
① その人らしい生きがいを大切にできる	高齢者レジャー農園事業
	長寿慶祝事業
	敬老大会事業
② 社会参加の機会を活かしつながりをもてる	外出支援サービス
	保養施設利用助成事業
	デイホーム事業
③ 一人暮らしでも安心して生活ができる	食事サービス事業（配食サービス事業）
	ふれあい牛乳事業
	住宅費助成事業
	借上げ住宅提供事業（新規停止）
	寝具乾燥消毒事業（新規停止）
④ 医療・介護が必要になっても住み続けられる	認知症高齢者位置情報サービス提供事業
	高齢者緊急救急通報システム貸与事業

(2) B) 現行施策の妥当性の検証

① 検証の手法

- 事業目的や、当該事業が市民の命に関わる緊急度の高さ（必要性）、やり方が効果的かどうか（有効性）等を評価した「事業目的評価点」を縦軸として、費用対効果やコストといった効率性の指標として、「対象者ひとりあたりコスト」を横軸に、下図のとおり、四象限マトリクス分析を行う。ただし、特に横軸のコスト指標については、サービスの質に十分なコストかどうかとの視点を持ちながら分析を行うこととする。
- あわせて、対象者の数や限定性等といった公平性の参考指標として対象者数をバブルの大きさとするバブルチャート分析を行う。ただし、バブルチャート分析は、ある時点での対象者数を切り取った一面的なものである点に留意し、対象者の増減の傾向や対象人数が少なくても必要度が高い事業かどうかとの視点を持ちながら分析を行うこととする。
- 当該分析に基づき、見直しの方向性を見定めたうえで、事業ごとに詳細検討を行う（四象限マトリクス分析やバブルチャート分析のみで見直し要否を定めることはしない）。

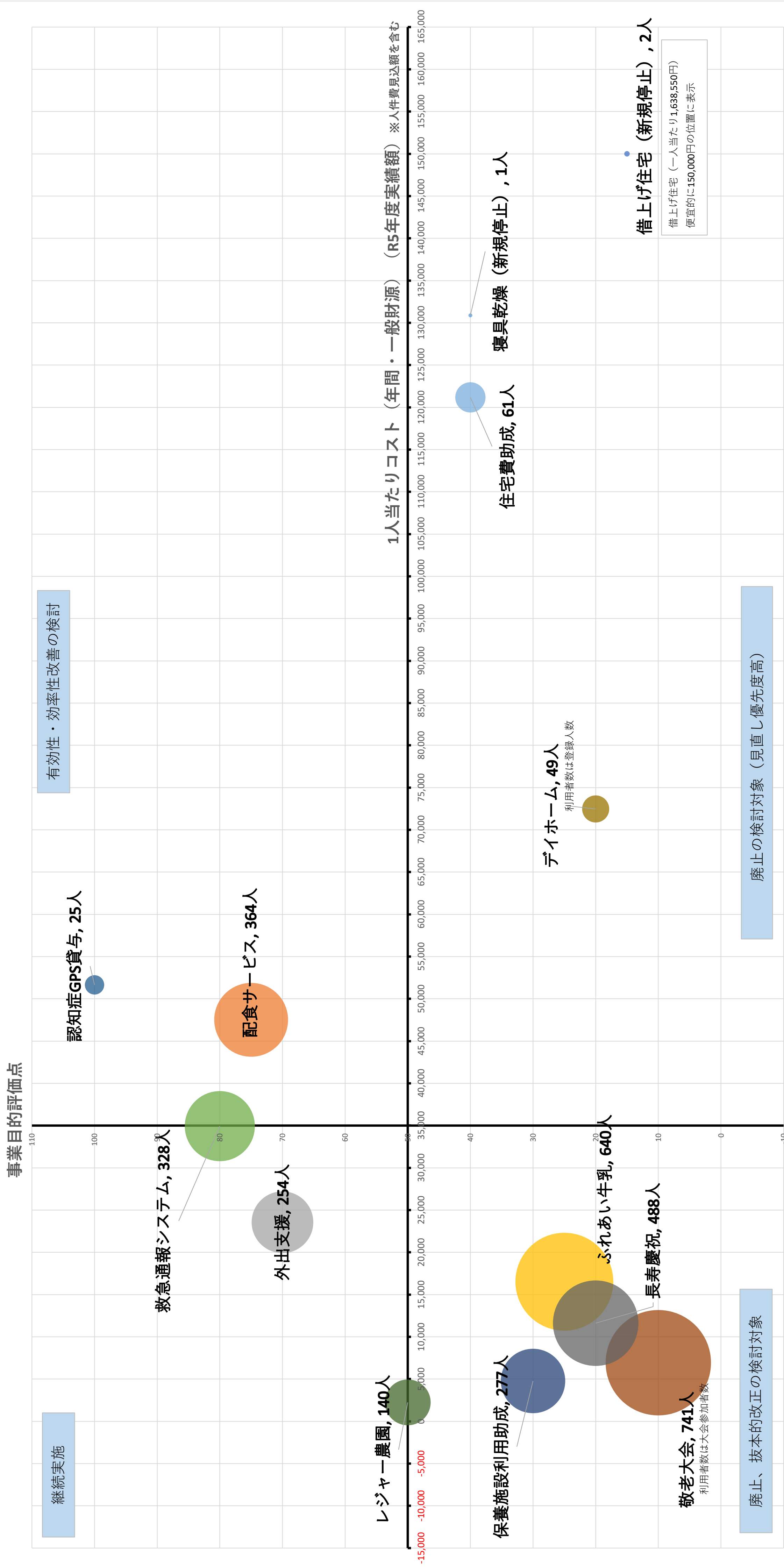


② 分析グラフ

- 次ページのとおり

個人を対象とする高齢者支援施策の4象限マトリクス分析

円の大きさ：利用者数



法的に実施義務がある事業や、既存施設等に係る経費である等の理由により、事業存廃に係る市の裁量性の低い事業については、今回の検討から除外している（老人保護措置、シルバーピア関連経費、北在宅サービスセンター運営費、元気高齢者の居場所づくり事業、老人クラブ支援事業、シルバーパス交付協力事業）。

また、介護保険上の市町村特別給付（おむつ給付）や、介護保険の住宅改修・生活用具購入の横出しとして実施している「自立支援住宅改修助成」「自立支援生活用具購入助成事業」についても今回の検討からは除外。

③ 各事業の詳細検討と見直しの方向性（案）

体系	個人を対象とした高齢者支援一般施策（現行）	見直しの方向性
①その人らしい生きがいを大切にできる	高齢者レジャー農園事業	・ 継続実施
	長寿慶祝事業	・ カタログギフト方式によりコスト縮減が図れていることは評価できる。 ・ 一方で、カタログギフト方式では、本人の身体状況や病状によっては本人が希望する商品を選べないこともあり、事業趣旨にそぐわない面もある。 ・ R7 年度より 100 歳訪問で試行する花束贈呈は、多くの方に喜ばれると思われるので、全年齢での切替えを検討する。
	敬老大会事業	・ 多くの高齢者が楽しみにしている行事になっている。また、R6 年度の参加型の企画は、喜ばれるもので、かつ介護予防にもつながるものとなった。 ・ 一方で運営面を含めて行政負担になっている点は否めない。 ・ 現行大会の改善策としては、引き続き参加型の大会運営を行うことで、介護予防にも寄与する大会としていく（目的の一部転換）。 ・ さらに、高齢者自身が運営する方法や地域住民・事業者と連携して大会運営を行う方式（実行委員会形式）も模索する。 ・ 将来的には、大きく従来型の敬老大会のイメージを転換し、大学通りを借り切った「福祉フェスティバル」のような形も考えられる。既存の他イベント（認知症の日イベントや、社協の福祉のつどい等）との連携・合同実施を含めて、現行大会の改善策とは別に、今後、検討をしていくべき。
②社会参加の機会を活かしつつながりをもてる	外出支援サービス	・ 継続実施
	保養施設利用助成事業	・ 平成元年度から長く続く事業。事業開始当時は意味があったものと思うが、すでに役割を終えている。 ・ 家族利用やすでにつながりのある老人クラブ等での団体旅行による利用といった利用実態に鑑み、施策の方向性や地域包括ケア推進への寄与度が低いと考

		えられるため、引き続き廃止の方向性で検討を進める。
	デイホーム事業	・ 介護認定がなく、かつ引きこもりがちの方にとってはデイホーム事業が居場所になっている様子が見受けられる。 ・ 一方で、制度上は要支援・要介護となると原則利用できなくなるなどの弊害もある ・ 任意の高齢者の居場所サロンや、介護保険制度上の住民主体の通所型サービス B の事業もおこなわれるようになっている。また、社協においても、サロン活動等を後押ししていく事業もある状況。 ・ すでに本事業は役割を終えているものと判断できるため、積極的にサロン活動等の立ち上げ支援等を行いつつ、サロン活動等への移行を進めていく。 ・ 現在の利用者に配慮し、廃止まで数年の期限を設ける、新規募集停止とするなどのソフトランディングの工夫を検討する。
③一人暮らしでも安心して生活ができる	食事サービス事業（配食サービス事業）	・ 現行の配食サービスは、事業目的である安否確認機能を果たしていることに加えて、高齢者のフレイル予防の一端を担っている。これまでの運営の中で整理見直しが図られ、比較的良好に機能していると評価できる。 ・ ふれあい牛乳事業との類似性がある事業で、親和性もあるものと考えられるため、統合を検討する。 ・ 配食サービスの全般的見直しは、大掛かりな議論となるため、別に機会を設けて検討する必要がある。
	ふれあい牛乳事業	・ 配食サービスと比較して、安否確認機能は弱いといわざるを得ない。より良い代替サービスがある中で、事業継続を是とすることは難しい。 ・ 他方で、配食サービス事業との統合は検討する。 ・ 従来型のふれあい牛乳事業については、廃止とすることが妥当。ただし、長く業務を担ってきた事業者とは丁寧な意見交換が必要。
	住宅費助成事業	・ 事業実施経緯（バブル期の家賃高騰対策）に鑑みれば、すでに役割を終えた事業といえる。 ・ 資産のある方が対象となるケースもあるほか、UR 団地が対象外となるなど、公平性の観点からも課題も見受けられる。

		現状では住み替え支援のほうが求められている状況にある。また居住支援法人や死後事務委任を請け負う民間団体がでてくるなど事業環境に変化が生じていることから、本事業について住宅政策全体の中での位置づけを議論のうえ見直すことが必要である。
	借上げ住宅提供事業(新規停止)	新規停止状態を維持し、現在の利用者がすべて利用を終了したタイミングで事業を廃止する。
	寝具乾燥消毒事業(新規停止)	新規停止状態を維持し、現在の利用者がすべて利用を終了したタイミングで事業を廃止する。
④医療・介護が必要になっても住み続けられる	認知症高齢者位置情報サービス提供事業	- 認知症高齢者については今後も増加すると推計されていることから、事業の重要性は高い。 - 分析の上ではコストが高い点が見受けられる。現在の取扱サービスいがいにも、さまざまなサービスがあるので、費用対効果の視点をもって他の手法(ICタグ活用など)も検討する。 - 認知症高齢者の状況によっては活用しづらい点も見受けられる(例えば、貸与した機器を靴底に仕込んだとしても、別の靴を履いて出かけてしまうなど)ため、そのような点にも着目した手法の導入を検討する(追加導入を含めて検討)。
	高齢者緊急救急通報システム貸与事業	継続実施

(3) その他の意見

- 長寿慶祝事業について
 - ・ 花束贈呈にあたっては、花粉症等の懸念もあることから生花か造花の希望をとる形とするのがよいとの提案があった。
- 敬老大会について
 - ・ 参加する高齢者にとって「敬老」という言葉がなじむのかとの意見があった。
 - ・ 参加にあたり送迎に困難を抱える参加者が多い場合には、通所介護事業所の協力をあおぎ、送迎車を動かしてもらうなどの案があった。
 - ・ 敬老大会のあとに、食事サービス事業の試食や、「(仮) 高齢者食堂」(後述)の試食などができるブースがあるとよいとのアイデアがあった。
- 配食サービス事業について
 - ・ 原則として配食事業者は2～3か月間変更できないとの運用をしている点について、メニューに飽きてしまうので改めるべき、などの運用面に関する意見があった
 - ・ 現在も一部事業者で実施しているがニーズが少ない朝食メニューについて、有用と思

われる旨の意見があった。

- ふれあい牛乳事業について
 - ・ 関連して、ヤクルトの配布は、ヤクルトレディが配布してくれるとすれば手渡しになるので安否確認機能を果たせるのではないかとの意見があった。
 - ・ 牛乳事業を担っている事業者の特性を生かし、「(仮) 高齢者食堂」(後述)に牛乳を届けてもらうなどの案が検討できないかとの意見があった。
- 認知症高齢者位置情報サービス提供事業について
 - ・ 他の手法として、スマホアプリを活用する案、ＩＣタグを活用する案、シール状のものを活用する案等、さまざまなアイデアがあった。
- その他
 - ・ 住宅政策に関連した意見交換の中で、住宅政策を取り扱う部門・窓口をワンストップで設けてほしい旨の意見があった。また、住宅施策の窓口で、あわせてごみ屋敷問題を取り扱ってほしい旨の意見があった。
 - ・ 住宅施策の検討の中では、居住者側と大家側の双方に配慮が必要であること、窓口の対象者を明示的に打ち出すことで居住者も大家も相談しやすくなる効果が見込めるので検討されたいとの意見があった。
 - ・ 今後、必要になる施策のひとつとして、「買い物難民」対策が必要になるのではとの意見があった。
 - ・ 高齢者の食に着目した新規事業の提案として、子ども食堂の高齢者版とでもいうべき「(仮) 高齢者食堂」事業を実施できないかとの意見があった。
 - ・ 事業見直しにより生み出された財源の充当先として、生活支援体制整備事業、特に住民主体の訪問型サービスＢへの支援に使ってほしいとの意見があった。
 - ・ 今後の事業展開の一環として、住民主体の通所型サービスＢと、住民主体の訪問型サービスＢの連携を強化していくべきとの意見があった。